

## ○浦添市契約規則

### (入札保証金)

第 19 条 一般競争入札に参加しようとする者は、そのもの見積りに係る入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 一般競争入札に付する場合において、政令第 167 条の 5 第 1 項に規定する資格を有する者で過去 2 カ年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であって、その者が落札後契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。この場合、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- 3 第 6 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定は、第 1 項の入札保証金に有価証券等を提供する場合に準用する。